

生物多様性の保全

生物多様性の保全及び持続可能な利用は、道民の豊かな生活に欠かすことのできないものであり、生物多様性を確保し次代に継承することは、道民全体の重大な責務です。

外来種による生物多様性への影響防止に務めなければなりません。

被害予防3原則

外来種を



1 「入れない」
悪影響を及ぼすおそれのある外来種をむやみに入れない!

2 「捨てない」
飼っている外来種を野外に捨てない!

3 「拡げない」
野外に既にいる外来種は、他の地域に拡げない!

道では、外来種による道内の生物多様性への影響を未然に防止するため、指定外来種を含めて、この**3原則**を対策の基本としており、今回指定した指定外来種のうち、特に未導入又は侵入初期の段階にある種については、**道内に入れられないよう自粛**をお願いします。



北海道ブルーリストは、北海道の外来種の実態をとりまとめたデータベースです。種毎に導入の経緯や定着の状況、生態学的特性、その影響などを取りまとめ、本道における外来種の実態を把握し、関係機関、団体等が対策を行う上での基礎資料とするものです。

詳しくは、ブルーリストのHPをご覧ください
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/alien/bluelist/bluelist_top.htm

～ お問い合わせ先 ～

北海道 環境生活部 環境局 生物多様性保全課
生物多様性戦略グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話:011-204-5987
FAX:011-232-6790

E-mail:kansei.shizen1@pref.hokkaido.lg.jp

詳しくは、道のHPをご覧ください
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/index.htm>

2016.3



指定外来種

道では
外来種12種
(動物10種、植物2種)を
新たに規制の対象としました



2009 徳田龍弘 提供



2009 札幌市豊平川さけ科学館 提供



2009 酪農大吉田研究室 提供



2016 高橋英樹北大教授 提供

指定外来種を野外に、
放したり、植えたり、
まいたりしては
いけません!



指定外来種とは？

本来、道内に生息・生育していない動植物のうち、国外又は国内から道内に持ち込まれた外来種で、

- ① 在来種の捕食、在来種との競合・駆逐
- ② 植生破壊による生態系基盤の損壊
- ③ 在来種との交雑による遺伝的攪乱

などにより、道内の生物の多様性に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるものを、道が北海道生物の多様性の保全等に関する条例により独自に指定外来種として指定するものです。

指定：H27.12.18 施行：H28.6.19

指定外来種の取扱いは？

◆適切な飼養等

指定外来種の個体(卵・幼生・種子などを含み、生きているものに限る)を道内で飼養等(飼養・栽培・保管・運搬)をする場合、特定飼養等施設(適切な飼養等のための施設又は設備)に収容し、野外に出さないようにしなければなりません。

◆放つこと等の禁止

指定外来種の個体は、野外に放したり、植えたり、まいたりしてはいけません。

◆販売業者の説明

指定外来種の販売業者は、指定外来種を特定飼養等施設に収容して野外に出さないようにしなければならない旨を、購入者に対して説明をしなければなりません。

指定外来種



動物10種

【哺乳類】イノシシ* (イノブタを含む) ・ チョウセンシマリス

【は虫類】ニホントカゲ*

【両生類】チョウセンスズガエル* ・ トノサマガエル ・ トウキョウダルマガエル ・ アズマヒキガエル

【昆 虫】クロマルハナバチ* ・ オオマルハナバチ* (亜種に限る)

【昆虫以外の無脊椎動物】アメリカザリガニ

※未導入又は侵入初期の段階にある種

植物2種 フランスギク ・ イワミツバ (フィリイワミツバを含む)



指定外来種を野外に放つこと等の行為は、中止命令を受けることなどがあり、違反をすると、**罰則(30万円以下の罰金)**を受けることがあります。

◇指定外来種以外の規制種は？

指定外来種のほかにも**外来生物法**に基づく**特定外来生物**(アライグマ・セイヨウオオマルハナバチ・オオハンゴンソウなど)は、**野外に放つことのほか飼育・栽培・保管・運搬・販売・譲渡なども禁止され、罰則**もあります。

詳しくは、外来生物法(環境省)のHPをご覧ください
<http://www.env.go.jp/nature/intro/>